

■平成11年6月臨時会

目次

6月臨時会会期及び議事日程	2
6月臨時会付議事件	3
△ 6月1日(火)	
出欠議員氏名	5
地方自治法第121条による出席者	5
臨時議長紹介	6
開会	6
仮議席指定	6
会議録署名議員指名	6
議長選挙	6
米村議長(就任あいさつ)	6
議席指定	6
会期決定	7
議事日程	7
副議長選挙	7
梅崎副議長(就任あいさつ)	7
先議議案の議案上程	7
先議議案の採決	8
議案上程	8
提案理由説明	8
木下広域連合長	8
議案に対する質疑	8
採決	8
議案上程	9
提案理由説明	9
木下広域連合長	9
議案に対する質疑	12
山下議員	12
木下広域連合長	13
山下議員	16
木下広域連合長	16
飯盛総務課長	17
山下議員	17
飯盛総務課長	18
山下議員	18
西村議員	18
木下広域連合長	18
採決	18
追加議案上程・採決	19
選挙管理委員会委員選挙	19
閉会	19

6月臨時会

◎ 会期 1 日間

議事日程

日時	曜日	議事要項
1	6月1日	火
		午前10時開会、仮議席の指定、会議録署名議員の指名、議長選挙、議席の指定、会期の決定、副議長選挙、提出議案上程付議、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決、閉会

◎ 6月臨時会付議事件

△ 議員提出議案

第1号議案 佐賀中部広域連合議会議規則

第2号議案 佐賀中部広域連合議会議事務局設置条例

△ 連合長提出議案

第3号議案 佐賀中部広域連合助役の選任について

第4号議案 佐賀中部広域連合収入役の選任について

第5号議案 佐賀中部広域連合監査委員の選任について

第6号議案 佐賀中部広域連合議会議定例会の回数を定める条例

第7号議案 佐賀中部広域連合財政調整基金条例

第8号議案 平成11年度一般会計補正予算（第1号）

第9号議案 佐賀中部広域連合監査委員に関する条例

第10号議案 佐賀中部広域連合行政手続条例

第11号議案 佐賀中部広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例

第12号議案 佐賀中部広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第13号議案 専決処分について（平成10年度佐賀中部広域連合一般会計予算）

第14号議案 専決処分について（平成10年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号））

第15号議案 専決処分について（平成11年度佐賀中部広域連合一般会計予算）

第16号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合公告式条例）

第17号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合の休日を守る条例）

第18号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合事務分掌条例）

第19号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例）

第20号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合職員定数条例）

第21号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合職員の分限に関する条例）

第22号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例）

第23号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）

第24号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

第25号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例）

第26号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公

務災害補償等に関する条例)

第27号議案 専決処分について (佐賀中部広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例)

第28号議案 専決処分について (佐賀中部広域連合職員の給与に関する条例)

第29号議案 専決処分について (佐賀中部広域連合職員等の旅費に関する条例)

第30号議案 専決処分について (佐賀中部広域連合財政状況の公表に関する条例)

第31号議案 専決処分について (佐賀中部広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例)

第32号議案 専決処分について (佐賀中部広域連合財産の交換, 譲与, 無償貸付等に関する条例)

第33号議案 専決処分について (指定金融機関の指定について)

第34号議案 専決処分について (介護保険事務処理システム開発等委託契約の締結について)

第35号議案 専決処分について (財産の取得について)

第36号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (多久市)

第37号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (諸富町)

第38号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (川副町)

第39号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (東与賀町)

第40号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (久保田町)

第41号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (大和町)

第42号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (富士町)

第43号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (神埼町)

第44号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (千代田町)

第45号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (三田川町)

第46号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (東脊振村)

第47号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (脊振村)

第48号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (三瀬村)

第49号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (小城町)

第50号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (三日月町)

第51号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (牛津町)

第52号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について (芦刈町)

第53号議案 佐賀中部広域連合監査委員の選任について

第54号議案 佐賀中部広域連合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

第55号議案 佐賀中部広域連合長専決処分事項指定の件について

平成11年6月1日 午前10時29分 開会

出席議員

1. 梅崎茂弘 4. 古賀邦男 8. 小田健治 11. 広瀬泰則 14. 池田勝則 17. 堤惟義 20. 原田禎浩 23. 佐藤正治 26. 南里和幸 2. 吉浦啓一郎 5. 小柳利文 9. 江下正儀 12. 西村嘉宣 15. 宮地千里 18. 米村義雅 21. 原口義春 24. 藤野兼治 3. 真子澄男 6. 中村忠男 10. 江口貞幸 13. 福井久男 16. 山下明子 19. 福島幸雄 22. 永富登 25. 副島孝之

欠席議員

7. 古賀新太郎

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 木下敏之 副広域連合長 横尾俊彦
副広域連合長 川崎敬治 副広域連合長 江口善己
副広域連合長 碓覚介 副広域連合長 川副綾男
副広域連合長 松永哲雄 副広域連合長 納富傳五
副広域連合長 田原英征 副広域連合長 重松紀之
副広域連合長 大隈英磨 副広域連合長 山口三喜男
副広域連合長 嘉村忠行 副広域連合長 橋本平次郎
副広域連合長 大坪常雄 副広域連合長 石井祐嗣
副広域連合長 田中博昭 助役 寺町博
収入役 木原忠光 監査委員 百崎素弘
事務局長 釘本則高 総務課長 飯盛克己
介護認定課長 岡部洋子 業務課長 青木善四郎

◎ 臨時議長紹介

○ 古賀議会事務局長

おはようございます。佐賀中部広域連合設立後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、小城町の真子議員さんが年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

どうぞよろしく願いをいたします。

真子議員さん、よろしく願いいたします。

◎ 開会

○ 真子臨時議長

ただいま御紹介いただきました小城町の真子でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願い申し上げます。

ただいまから佐賀中部広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 仮議席指定

○ 真子臨時議長

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○ 真子臨時議長

続きまして、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は臨時議長において吉浦議員及び南里議員を指名いたします。

◎ 議長選挙

○ 真子臨時議長

続きまして、議長の選挙を行います。

この選挙の方法は地方自治法第118条第2項の

規定によって、指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議長選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することについていたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって臨時議長において指名することに決定いたしました。
それでは、指名いたします。

佐賀中部広域連合議会議長に米村議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました米村議員を佐賀中部広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって米村議員が佐賀中部広域連合議会議長に決定いたしました。

当選人に対して、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

〔当選告知〕

それでは、議長に当選されました米村議長さんに一言ごあいさつをお願いします。

○米村議長

ただいまは大勢の先輩議員さんのいらっしゃる

中で今議会の議長という大任を仰せつかりまして、大変ありがたく思いますと同時に、この重責の重大さに身の引き締まるような思いでいっぱいでございます。もとより、こうした職責はふなれでございます。どうか皆様方の御協力をいただきまして、来春から施行されます本事業を実のあるものにするために、議会は議会として一生懸命、円滑な議会運営ができるように誠心誠意努力をしていく所存でございます。どうか議員の皆様方の御協力を心からお願い申し上げまして、大変簡単でございますけれども、御礼並びにごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○真子臨時議長

これで臨時議長の職務を終わりましたので、議長と交代いたします。ふなれな進行でございましたが、皆様の御協力を得まして無事大役を果たすことができました。まことにありがとうございました。

〔議長交代〕

◎議席指定

○米村議長

議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

各議員の指名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

〔書記朗読〕

1番梅崎茂弘議員、2番吉浦啓一郎議員、3番真子澄男議員、4番古賀邦男議員、5番小柳利文議員、6番中村忠男議員、7番古賀新太郎議員、8番小田健治議員、9番江下正儀議員、10番江口貞幸議員、11番広瀬泰則議員、12番西村嘉宣議員、13番福井久男議員、14番池田勝則議員、15番宮地千里議員、16番山下明子議員、17番堤惟義議員、18番米村義雅議員、19番福島幸雄議員、20番原田禎浩議員、21番原口義春議員、22番永富登議員、23番佐藤正治議員、24番藤野兼治議員、25番副島孝之議員、26番南里和幸議員。

○米村議長

ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

◎会期決定

○米村議長

次に、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議事日程

○米村議長

次に、本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議事日程はお手元に配布いたしております日程表のとおり決定いたします。

◎ 副議長選挙

○米村議長

次に、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第

2項の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては議長において指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

佐賀中部広域連合議会副議長に梅崎議員を指名いたします。

ただいま指名しました梅崎議員を佐賀中部広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって梅崎議員が佐賀中部広域連合議会副議長に決定いたしました。

当選人に対して本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

〔当選告知〕

それでは、梅崎副議長さんに一言ごあいさつをお願いします。

○梅崎副議長

ただいま副議長に御選任をいただきました梅崎でございます。

議長がごあいさつをいたしましたとおり、この佐賀中部広域連合議会、そして執行部とともに、今非常に政府の方針もぐらについてはおりますけれども、スムーズに移行できますように議長を助けて、補佐役として頑張っております。よろしく願いいたします。

◎ 先議議案の上程

○米村議長

ただいまから議会の運営上、議員提案いたしました第1号議案 佐賀中部広域連合議会会議規則及び第2号議案 佐賀中部広域連合議会事務局設置条例を先議いたします。

それでは、第1号議案及び第2号議案を先議いたします。

第1号議案及び第2号議案は、議案の朗読、提案理由説明、質疑、討論はこれを省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議案の朗読、提案理由説明、質疑、討論はこれを省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

◎ 先議議案の採決

○米村議長

これより第1号議案及び第2号議案を一括して採決いたします。

第1号議案 佐賀中部広域連合議会会議規則及び第2号議案 佐賀中部広域連合議会事務局設置条例については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。第1号議案及び第2号議案は原案どおり可決することに決定

いたしました。

◎ 議案上程

○米村議長

第36号議案乃至第52号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について、第3号議案 佐賀中部広域連合助役の選任について、第4号議案 佐賀中部広域連合収入役の選任について、第5号議案 佐賀中部広域連合監査委員の選任についてを一括上程付議いたします。

◎ 提案理由説明

○米村議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに提案議案に対する提案理由の説明を求めます。

○木下広域連合長

人事案件に関する議案につきまして、提案理由を申し上げます。

第36号議案から第52号議案までの「佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について」は、副広域連合長の選任につきまして、お諮りするものでございます。

広域連合組織及び介護保険制度運営に当たりまして、構成市町村との十分な連携を図り、より円滑な運営を行うため、それぞれの市町村長を副広域連合長として同意をお願いするものであります。

続きまして、第3号議案「佐賀中部広域連合助役の選任について」は、助役の選任につきまして、お諮りするものであります。

今回、その助役といたしまして、現在、佐賀市助役であります寺町博氏の選任につきまして、同意をお願いいたしますものであります。

寺町氏は、昭和44年4月に佐賀県に採用され、広報公聴課長、市町村課長、生活環境部次長、佐賀県社会福祉協議会常務理事及び福祉保健副部長などを歴任されております。

第4号議案「佐賀中部広域連合収入役の選任について」は、収入役の選任につきまして、お諮りするものであります。

今回、その収入役といたしまして、現在、佐賀市収入役であります木原忠光氏の選任につきまして、同意をお願いいたしますものであります。

木原氏は、昭和22年7月に佐賀市に採用され、総務部財政課長、産業部次長、総務部長などを歴任されております。

そして、第5号議案「佐賀中部広域連合監査委員の選任について」は、前多久市長の百崎素弘氏の監査委員の選任につきまして、同意をお願いいたしますものであります。

百崎氏は、平成元年より2期8年間多久市長として奉職され、現在、多久市社会福祉協議会の会長として就任されておられます。

何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○米村議長

これより上程諸議案に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでございますので、質疑はこれをもって終結いたします。

◎ 採決

○米村議長

第36号議案乃至第52号議案を採決いたします。

第36号議案乃至第52号議案について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第36号議案乃至第52号議案は原案に同意されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

第3号議案について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第3号議案は原案に同意されました。
第4号議案を採決いたします。

第4号議案について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第4号議案は原案に同意されました。

第5号議案を採決いたします。

第5号議案について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第5号議案は原案に同意されました。

副連合長さん、助役さん、収入役さん、監査委員さん、恐れ入りますが、前の方に着席をお願いいたします。

〔副広域連合長、助役、収入役、監査委員着席〕

◎ 議案上程

○米村議長

第6号議案乃至第35号議案及び第54号議案、以上の諸議案を一括して上程付議いたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

◎ 提案理由説明

○米村議長

それでは、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○木下広域連合長

まず、議案の説明を申し上げる前に、一言お礼と決意のほどを申し上げさせていただきますと思います。

本年の2月4日をもちまして、佐賀県では初めて、そして全国では20番目となるこの佐賀中部広域連合が、県知事の認可を受けましてスタートし、この4月からは構成市町村からの派遣によります33名の職員体制をもちまして制度導入に向けて本格的な準備体制が整ったわけでございます。私も3月25日に構成団体である市町村長の方々の選挙によりまして、連合長の大役を仰せつかったところでございます。

この佐賀中部広域連合は、2市13町3村の各市町村が垣根を越えまして、「支え合う心」「助け合う心」をキーワードとして、住民の生活圏を一つとする新たな公共団体として生まれることができました。その結果、佐賀県下の40%を超える36万人の住民の方々がこの区域の中で生活されている状況にあります。そして、この取り組みにつきましても、全国でも注目を集めている状況でございまして、連合長としてその責任の重さを痛感いたしておるところでございます。

しかし、何よりもここまですることができましたのも、本日、御参集いただいております議員の方々を初めとして、各構成市町村の議員各位及び関係団体の皆様の御労苦のたまものと感謝いたしております。ここに、深くお礼を申し上げます。

この佐賀中部広域連合では、介護保険事務の広域化が図られましたことによりまして、この区域内で生活されている住民の皆様の保険料の格差が解消され、安定的な保険財政運営が可能となりました。また、今後、区域内の住民の皆様にとって均衡のとれたサービス基盤を効率的に整備できるようになり、サービス自体も良質のものが提供できるようになると思っております。さらに、共同処理をすることで事務コストを大幅に軽減することができ、制度全般にわたりまして安定的で効率的な運用が図られるものと考えております。

現在、平成12年4月の本格的な制度施行に向けまして、介護保険事務処理システムの開発及びサービス基盤の計画的な整備を図るため、介護保険事業計画の策定を進めておるところでございます。

事務所につきましては、7月に佐賀市で建設が進められております大財別館会議棟に新しく事務所を構えることといたしており、10月から始まります準備要介護認定に向

けまして、その体制の整備を急いでいるところでございます。

また、この佐賀中部広域連合におきましては、地方分権が声高らかに叫ばれている今日、介護保険業務のみならず、その受け皿の一つとして、今後、さまざまな分野で広域的に取り組むことが望ましいと思われる事業につきまして、住民皆様を初め議員各位の御同意が得られれば、積極的に取り組んでいく所存でございます。

私は、これからの高齢社会における社会保障構造改革の第一歩として位置づけられている介護保険制度を着実に推進いたしますとともに、佐賀中部広域連合がこれからの地方行政における一つの指針となりますよう、この介護保険制度及び佐賀中部広域連合の運営に全身全霊をささげてまいる所存でございます。

どうか皆様方におかれましては、今後、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回佐賀中部広域連合議会臨時会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら上程諸議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議をお願いしている諸議案につきましては、大きくは新たに10月から始まります準備要介護認定事務に向けて整備を図る必要が生じた案件と本年2月4日の佐賀中部広域連合の設立時に必要であったために地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものの二つでございます。

まず、補正予算議案につきまして、御説明を申し上げます。

第8号議案「一般会計補正予算」は、補正額2億円で、補正後の予算総額は6億3,000万円となっております。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、本年10月から始まります準備要介護認定事務に要する諸経費及び平成10年度の剰余金処分について、所要の予算措置を講じております。

初めに、認定審査会に関する経費でございます。

これは第11号議案及び第12号議案に関連し、要介護認定における審査会委員の定数等を定め、その運営を10月から行う必要があるため、それらに要する経費を今回計上いたすものであります。

この10月から始まります準備要介護認定の申請件数につきましては、現在のところ約1万2,500人程度を見込んでおりまして、膨大な事務が予想されます。この申請件数に対しまして、申請を行う準備要介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験者から構成される合議体を20班つくりまして対応することといたしており、審査委員の確保につきましては、関係機関に現在協力をお願いいたしているところでございます。

今回、この準備要介護認定審査会を運営するための経費及び審査会開催時に必要となる「かかりつけ医の意見書」作成料等の事務費を計上させていただいております。

次に、認定調査事業に関しましては、先ほど説明いたしましたとおり、約1万2,500人程度の申請に対し調査を行う必要がございますが、調査につきましては、申請者の状態を長期的な視野で見ることができ、かつ、日々の変化も把握できていることを公平性の第一と考えております。

したがって、平成11年度につきましては、既に何らかの在宅福祉サービス等を受給されている申請者に関する調査は在宅介護支援センターを有する居宅支援事業者に、施設に入所されている申請者に関する調査はそれぞれの施設に、委託することとし、その他新規に申請がありましたものは、広域連合の調査員が対応することといたしており、これらに要する経費を措置いたしております。

介護認定準備事業といたしましては、要介護認定における公平性・均一性の確保は、介護保険制度の定着のためには必要不可欠なことと思慮いたしております。その具体的な手法として、調査員及び介護認定審査会委員に対する研修事業を実施し、10月からの準備要介護認定と同じ方法でのリハーサルを7月から9月にかけてモデル事業と

して行い、準備要介護認定に向けて万全な体制を図っていく所存であります。あわせて、「かかりつけ医の意見書」の記載方法等につきましてもマニュアルを作成し、医師会会員の皆様に広く周知を図ることにいたしております。

趣旨普及事業といたしましては、10月からの準備要介護認定及び平成12年4月からの制度の施行に伴い、現在、住民説明会を開催いたしているところではありますが、それでも十分に住民の皆様にご理解を得ているとは言えない状況にあると考えております。したがって、今後は、住民説明会の開催はもとより、パンフレット等の全戸配布及びマスコミを利用した広報等もあわせて行い、広く住民の皆様に対してPRに努めていくことといたしております。

また、相談・苦情に対しましても、フリーダイヤルを設置し、専門の係員が相談等について対応できるよう、所要の経費を計上いたしております。

一般管理事業では、これらの諸事業にあわせまして8月以降の事務におきまして、佐賀中部広域連合と構成市町村との書類等の收受が頻繁に発生いたしますので、宅配便等を利用して18市町村との書類の送達を迅速に行うよう「メールカー」を配置し、事務の効率化を図ることといたしております。

また、剰余金処分といたしましては、第7号議案とも関連し、平成10年度の予算執行におきまして剰余金が発生いたしましたので、地方財政法の規定に従い財政調整基金を創設しまして、今回積み立てることといたしております。

以上で、予算関係の議案の説明を終わりますが、なお、細部につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に、専決処分にて対応いたしました予算関連議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、第13号議案は、平成10年度当初予算の専決処分でありまして、平成11年2月4日の佐賀中部広域連合設立に伴いまして、組織の体制を整備するために必要となる初年度調弁経費、また事務を執行していく上で必要な財務会計システムの開発、介護保険事務を処理していく上で必要な介護保険事務処理システム、要介護認定システム等の開発及びそれに付随する機器等の整備費を措置いたしております。

介護保険事務処理システム開発委託契約及び汎用機等の機器の購入につきましては、あわせて第34号議案及び第35号議案と関連しておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、第14号議案は、平成10年度予算の補正の専決処分を行ったもので、システム開発に対しまして、国庫補助金額の増額により、システム開発経費の調整を図るための所要の予算措置を講じたものであります。

次に、第15号議案は、平成11年度当初予算の専決処分でありまして、平成11年4月から構成市町村からの派遣職員による33名からなる組織体制を整備し、本格的に介護保険施行に向け事務を行っており、これらに要する人件費等の経常経費、介護保険事業計画等の策定に要する経費につきまして予算措置を講じたものでございます。

予算に関連し専決処分を行ったものについては、以上のとおりではありますが、詳しくは、予算関係資料により御検討くださいますようお願い申し上げます。

次に、条例等の議案につきまして、御説明を申し上げます。

第6号議案「佐賀中部広域連合議会定例会の回数を定める条例」は、地方自治法第102条第2項の規定により議会の定例会の回数について定めるものでありまして、その回数を年2回といたしております。

第7号議案「佐賀中部広域連合財政調整基金条例」は、地方財政法第7条の規定に基づくものであります。

その主な内容は、前年度剰余金、財産収入等の収入の中から予算に定める額及び基金から生じる利子を基金に積み立てるよう定めをいたしております。

第9号議案「佐賀中部広域連合監査委員に関する条例」は、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めているものでございます。

第10号議案「佐賀中部広域連合行政手続条例」は、行政手続法第38条の規定に基づき、処分、行政指導及び届け出の手續に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための必要な措置について規定をいたしております。

第11号議案「佐賀中部広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例」は、介護認定審査会の委員の定数を140人と規定いたすものであります。

第12号議案「佐賀中部広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」は、介護認定審査会の委員を特別職の職員とし、その委員の報酬の額について規定をいたしたものであります。

第16号議案から第32号議案までの「専決処分について」は、組織、処務、職員の人事及び給与、財務等、佐賀中部広域連合の設立時において制定しておくべき条例の専決処分に関するものであります。

第33号議案「専決処分について」は、広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるために、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、指定金融機関の指定をいたしたものであります。

第34号議案「専決処分について」は、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づくもので、介護保険事務処理システムの開発等の契約締結に関するものであります。

第35号議案「専決処分について」は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づくもので、介護保険の事務処理システム用汎用機等の機器購入に関するものであります。

第54号議案「佐賀中部広域連合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」は、公平委員会の事務につきまして、佐賀県に委託することで協議を行ってまいりましたが、このたび、協議が調いましたのでお諮りするものであります。

その他の議案につきましては、それぞれの議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御了承をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◎ 議案に対する質疑

○米村議長

これより上程諸議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○山下議員

山下明子でございますが、ただいま提案がございました議案の中で、四つの議案について質疑をさせていただきます。

まず、第6号議案です。この広域連合議会の定例会の回数についての条例でございますけれども、年2回という提案になっております。先ほど提案理由の中でも何度も繰り返されてまいりましたが、本当にこの介護保険制度は大変な問題を抱えているし、政府の動きもなかなか揺らいでいる。あるいは、市町村においても、どのように進めていけばいいのか、走り出せば走り出したなりに問題も出てくるだろうということが言われておりますので、これが年2回ということでは非常に不十分ではないかというふうに考えます。この年2回というふうに提案された根拠ですね。

それから、市町村議会はそれぞれ定例会が4回ございますし、こことあわせて考えた場合、せめて4回は開くべきではないかというふうに考えますが、その点でどうなのかということですか。

次に、第11号議案です。介護認定審査会の委員の定数条例でございますが、定数が140名と提案されております。合議体を20つくるということで説明がございましたが、この140名の根拠について、まず伺いたしたいと思います。

それから、この140名を20の合議体に分けて活動していただくという点で、今後の運営の展望についてどう考えておられるかということですか。その一つは、この認定審査における公平・公正な体制がどのように整っていくのかということですか。そして、合議体を20にするというその根拠ですね。18市町村で構成するわけですがけれども、地域

ごとに分けていくのか、それとも、どのように合議体が担当をしていくというふうにお考えになっているのかということです。

それから、三つ目におきまして、この審査会の合議体一つ一つの中身です。前もっていただいております資料を見ますと、精神科医の先生ですとか、いろいろな先生方が入っていかれる中で、中部広域連合においては、九つの合議体のうち四つの合議体に精神科医を配置というふうに資料についております。これは準備要介護認定についてということで、その資料の16ページに、「県内5ブロックの介護認定審査会に関する調査」という表がございますが、その一番下に、佐賀中部広域連合については、九つの合議体のうち四つの合議体に精神科医を配置。ほかのところを見ますと、歯科医の先生が入られたり整形外科の先生が入られたりというふうな、いろいろなパターンがあるようでございますけれども、その辺をどのように考えておられるのかということについて伺っておきたいと思えます。

それから三つ目に、前後しますが、第8号議案です。平成11年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算ですが、準備要介護認定の事務の開始までのスケジュールがどのようになっているのかということと、モデル事業を7、8月に行うということですが、そのモデル事業における対象者をどのように選定していかれるのかということについて伺っておきたいと思えます。

それから最後に、第13号議案の専決処分について、その中の第2表、介護保険事業計画費の債務負担行為について伺いたいと思えます。

これは平成10年度、11年度の2カ年で、介護保険事業計画の策定委託料として6,300万円以内を支払うという議案でございますけれども、実は、これまで介護保険問題について各市町村で一般質問なりしてまいりましたが、この介護保険でどこまでが救われていくのか。あるいは、どこからが市町村独自の施策になっていくのかという質問をいたしますと、なかなかそれがはっきりしない。3月議会の段階でも、なかなかそれがはっきりしないと。ところが、来年4月からはこの介護保険制度がスタートしてしまうということで、地域住民としても、一体どこまで私たちの施策は保障されていくのだろうかという声が本当に寄せられております。その点で、この事業計画はいつまでに、どのような形で策定されていくのかということ。それから、この事業計画を策定する体制はどうなっていくのかということ。さらに、事業計画を遂行していく上で、例えばケアプランを策定して、この人にはこういう介護が必要だというふうに認定されたとしても、利用料が高くて払えないためにそれを受けられないということが起きた場合に、サービス提供という目的が果たせなくなってしまいますから、当然保険料ですとか利用料の減免といったことも考えていくべきだと思いますけれども、そうしたことがこの事業計画の策定の中に盛り込まれていくのかどうか。この点について伺いたいと思えます。

○木下広域連合長

では、ただいまの御質問につきまして、お答えをしていきたいと思えます。

まず第1点目、第6号議案に関しての御質問でございますが、今回お願いをいたしております議会の定例会の回数につきましては、佐賀中部広域連合が介護保険のみの単一事務を取り扱うものであり、また、県内における一部事務組合議会の開催回数等を参考にいたしまして、2回と定めたものでございます。開催は3月及び9月に行いまして、これ以外に必要であれば臨時会に対応できますことから、当面は2回で行えるものと判断し、提案をいたしましたものでございます。また、制度施行初期におきましては、今後の方向性の検討を重ねる必要があると思えますので、6月臨時会等、年間に3回程度は開催していきたいと考えております。

続きまして、第11号議案についての御質問でございますが、まず、定数の140人の根拠でございますが、平成11年の10月から来年の3月までに行う準備要介護認定の申請者数を、昨年8月に県内一斉で行われました高齢者要望等実態調査の結果、それから、ことし4月1日付での各市町村のサービス提供状況を、在宅介護支援センター、

特別養護老人ホーム及び老人保健施設に調査依頼しました結果に基づきまして、現在の在宅サービスの利用者7,800人、在宅の新規申請者1,200人、現在の施設サービス利用者3,000人、そして、佐賀中部広域連合圏以外の施設利用者500人の合わせて1万2,500人と予想をいたしております。

その審査につきましては、1件の審査時間を厚生省基準の4分といたしますと、1回の審査会の開催時間が約3時間を予定しておりますので、1審査会当たり45件程度を審査することができるわけでございます。したがって、1万2,500人を審査する必要がありますので、1週間に10回の審査会の開催が必要となってまいります。

また、審査委員の方々の出席負担等を考えますと、毎週出席していただくことは多大なる負担を強いることにもなりますので、2週間に1回の出席をお願いすることといたしまして、20合議体が必要であるとの判断をいたしました。1合議体につき医療4名、保健1名、福祉2名の計7名の学識経験者で構成をいたしますので、審査委員の総数としては140名として議案を提案いたしております。

続きまして、介護認定審査会運営の展望の認定審査における公平・公正な体制はどの御質問でございますが、審査委員につきましては、各専門分野の学識経験者に委嘱をする予定であります。また、各合議体での判断基準の統一化を図るために、広域連合独自の研修会を計画しております。10月から行います準備要介護認定事務と同じシステムで行うリハーサルの意味を持ったモデル事業を通じて研修を行うなど、10月までに3回の研修を開催する予定であります。また、10月以降におきましても、各合議体の委員長による調整会議等を行っていく予定であり、可能な限り審査会の公平・公正さを図っていく所存でございます。

次に、20合議体の根拠であります。先ほどお答えしましたとおり、週に10回の開催が必要であり、審査委員の出席負担等を考えましたところ、2週間に1回の開催とすれば20合議体が必要となります。また、審査会において再審査が必要な場合がございます。その場合は同一合議体での審査が必要となりますので、開催期間に2週間以上の開きを持ちますと、申請から結果通知まで30日という法定期間を越すことにもなり、2週間が妥当と判断しているものであります。審査委員の方々には大変御苦労かと思っておりますが、御協力をお願いしているところであります。

また、審査会の運営におきまして、精神科医、整形外科医等をどのような配置と運営をするかとのことでございますが、精神科医につきましては、その数が少ないことから、医師会におかれまして、佐賀県全体での精神科医で、どこに何人配置するかを調整を図られており、20合議体で20人はお願いしたいところであります。現在16名との回答をいただいているところであります。したがって、痴呆等、精神科医の判断が必要とされる申請につきましては、精神科医が配置されている合議体において審査できるよう努めてまいりたい所存でございます。

整形外科医につきましては、これも医師会において調整が行われており、整形外科医だけの看板を出しておられるのではなく、内科、外科等においては、整形外科も兼ねられておられる医師の方が多くことから、特段整形外科医だけでの選考ではなく、内科医、または整形外科医として選考されています。

続きまして、第8号議案についての質問でございますが、準備要介護認定事務開始までのスケジュール及びモデル事業における対象者に関してでございます。

平成11年10月から準備要介護認定が始まることから、本番に向け円滑な審査会の運営及び認定事務を確立することが必要であります。このためには、要介護認定における公平・公正な判定を行うための事前準備として、7月から9月にかけて、調査員及び審査委員の研修、認定事務の検証を重点的に実施してまいります。特に認定審査の2次判定の方法が昨年モデル事業と大幅に変わったことに伴い、一層の研修を行い、準備要介護認定に向けて万全の体制を図っていきたく考えております。

調査につきましては、公平・公正であることが前提となることから、6月下旬に事業内容及びモデル事業に係る説明会を経まして、7月初旬から中旬にかけて、広域連合

が実施をいたします一泊二日の研修を行い、資質の向上を図ってまいります。
また、調査マニュアル等の作成により調査内容の統一化を図り、7月下旬には、準備要介護認定を想定したモデル事業の実施を通じまして問題点の検討を行い、本番に向けて準備体制の充実を図ってまいります。

審査委員の研修といたしましては、佐賀県主催の研修が予定されておりますが、8月上旬には、広域連合による審査会マニュアル作成により、審査会ごとのばらつきをなくすための審査基準の統一化を図るつもりでございます。8月中旬には、本番を想定したモデル審査会を運営するとともに、9月上旬には、その検証を図り、本番に向けての体制づくりを図ってまいります。

また、かかりつけ医の意見書の記載方法につきましては、医師会の協力を得ながらマニュアルを作成いたしまして、記載方法の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

モデル事業については、本番を想定した実務上の課題に対応した運営を行うための試行事業として実施をいたします。調査員は広域連合の研修を終了いたしました介護支援専門員約210名で、在宅調査員は1人5件、施設調査員は1人3件として、すべての調査員が調査を実施することといたしております。

また、モデル事業終了後においては、9月上旬に事後検討会を実施し、より一層の調査員の資質の向上を図ってまいるつもりでございます。

モデル介護認定審査会は、本番同様、20合議体で運営をし、各合議体で1回ずつ審査をいたします。1合議体の審査件数は15件とし、うち5件については全合議体で同じケースの審査判定を実施し、事後検討会で検証を行っていく所存でございます。

具体的なスケジュール等の詳細につきましては、別紙資料に詳しく記載しておりますので、参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

そして、第13号議案についての御質問でございますが、まず、介護保険事業計画、これをいつまでに、どのように策定していくのかということでございますが、介護保険事業計画は、18市町村における介護保険サービスを円滑に提供することを目的として、各年度のサービス料の見込みや、それを確保するための方策について定めるものでありまして、また、この計画は介護保険料の算定の基礎ともなるものでございます。この計画は国が定める基本指針に則し、高齢者の心身、生活状況や、さらには、サービスにかかわる利用意向等の把握を適切に行った上で定めるものであります。計画期間は平成12年度から平成16年度までの5年間で、介護保険料はおおむね3年間を通じ、財政の均衡を保つ必要があるために、3年ごとの見直しを行うことになっております。計画の策定期間は、平成11年9月を目途に中間取りまとめを行い、平成12年2月までに計画を策定する予定でございます。

事業計画の策定体制についてでございますが、介護保険事業計画及び高齢者の保健福祉計画の策定に当たりまして、関係団体、被保険者等の意見を反映するため、佐賀中部広域連合介護保険事業計画等策定委員会を設置いたしまして、事業計画及び保健福祉計画に関する基本的な方針に関すること、介護サービスに関する必要量の見込み、確保策、事業者間の連携策等、関係市町村が講じる措置等の協議を行うことといたしております。

策定委員会の委員は18市町村の意見を反映できるよう、構成市町村から少なくとも1名以上の出席をお願いした保健・医療・福祉等の代表者と、一般公募によりまして4名の被保険者の代表者、計28名で組織をいたしております。

事業計画の中で、保険料、利用料等の減免措置を盛り込んでいくのかということでございますが、介護保険事業計画につきましては、昨年の8月に実施をいたしました18市町村の高齢者等実態調査をもとに、介護サービスの総需要量等を推計し、それを確保するための計画的なサービス供給体制の方策を定めるものでありまして、それをもとに介護保険料の算定をいたすものであります。保険料につきましては、条例により定めることとなります。

利用料等の減免等につきましては、法令等の範囲内において、別途条例において定めていくことといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山下議員

再び伺いますが、まず、定例会の回数について、今は単一事務ということですが、その単一事務である介護保険制度そのものが非常に大きな問題を抱えているという点から、各市町村での議会のやり取りを、どうやってこの広域連合議会に盛り込んでいけるのかということが、私はこの広域連合議会の一つの大きな役割だと考えております。本当に議会ごとに必ずどなたかが、あるいは、何人もの議員さんが介護保険問題を、どこの議会でも取り上げておられると思います。それを本当に域内住民の声として、この広域連合議会に生かしていくということをお考えしたときに、2回ということを決めてしまうのは非常に少ないというふうにやはり思わざるを得ません。せめて3回、4回というふうになぜならないんだろうかということが、どうしても私は納得いかないわけですね。それで、先ほど広域の事務はもう少しふやしていくこともあり得るというふうに説明の中でもあったことをあわせて考えますと、やはりこれは市町村議会並みの開催回数が必要ではないかというふうに考えますが、この点についてもう一度、市町村議会とこの広域連合議会との関係で、どのようにお考えかを伺いたいと思います。

それから、介護認定審査会の委員の問題です。20の合議体の根拠はわかりましたが、認定調査の方は、先ほどの説明によりますと、在宅介護支援センターなどを中心にしたが、日常の変化などを反映させていくという説明があったと思います。ところが、この認定の方になりますと、そういうことが生かされていくののだろうかという不安があります。厚生省の基準に沿って、1件当たり4分間の審査ということになりますと、その人にとって、これだけの介護が必要なんだということが本当に確保できるのだろうかという不安が、やはり域内住民としては出てくると思います。

それから、一般的な85項目のコンピューターによる判定だけで考慮できない部分ですね。その人が暮らしている状況ですとか経済的な状況、あるいは、取り巻く家族の状況、地域の状況、そういったものが果たして盛り込まれていくののだろうかということも考えられるわけですが、私が先ほど1回目の質問で伺ったのは、この20の合議体の地域的な配置というものがあるのかどうか。担当する地域というものがあるのかどうか。そこら辺とあわせて伺いたいと思います。そうでないと、例えば、脊振の申請者のことを佐賀市の方がどこまでわかるだろうかとか、そういうことも含めて心配として私どもの方に声は寄せられてまいりますので、その点について伺っておきたいと思っております。

それから、事業計画の問題ですが、利用料や保険料の減免については、別途法令に沿って条例を定めていくということでしたが、事業量の総量を来年の2月をめどに決めていくというふうにおっしゃいましたが、市町村の段階になりますと、それでは大変遅いのではないかと思います。もちろん、途中で連絡、調整、協議はあるということですが、保健福祉計画を見直して、この介護保険制度とあわせてつくっていくということと同時に、どこからどこまでが対象になって、どこから自分たちでやっていかななくてはならないのか。あるいは、それが利用料負担に今度は新たに繋がっていくのではないだろうかとか、今のサービスの水準、福祉の水準を後退させないというふうに言明されている自治体もあれば、どうなっていくかわからないというふうに言われている自治体もあるというふうに伺っておりますけれども、やはり住民としては、今受けているサービスから後退してほしくないということが切実な願いでございますから、そういうことをいち早く住民にわかるようにしていくためには、このスケジュールそのものも来年2月が総量がわかっていくということでは、ちょっと遅いのではないかと、規定された総量を提供していく、その提供するという事務の中に、やはり減免というものもきちっと盛り込んでいくことが私は必要では

ないかと思いますが、その点について再度伺っておきたいと思います。

○木下広域連合長

お答えいたします。

まず、市町村議会と広域連合議会との関係で、少ないのじゃないかということでございますが、制度の節目として、一つは10月の準備認定の開始、そして、4月からの本格的なスタートと二つあるわけございまして、その前の段階で、3月及び9月に2回開かれる会議で、その市町村議会、各議員でしっかり議論された意見を十分に反映していただけるものと考えてございまして、それ以外に必要なことが起これば、臨時会で対応していくことで対応が可能ではないかと、市町村議会での意見を反映できるものと考えております。

それから、減免の件でございまして、その点につきましては、法令の中で、災害の場合ですとか、本当に困窮した場合にどうするかとか、いろんな規定を定めるようにという話もあるわけございまして、その辺につきましては、これからまず副連合長さんを初めとした各市町村ともしっかり話し合っただけで対応を固めていきたいと思っております。

認定審査会の具体的な事務、担当する地域云々につきましては、事務局の方から答弁をさせたいと思います。

以上でございます。

○飯盛総務課長

審査会の運営につきましては、地区の方で十分におわかりになるかというふうな議員さんの内容でございましたけれども、逆に審査会の運営を行いました暁に、余りにも地区の方を重点いたしますと、いろんなトラブル等が生じてくるやに思っております。したがって、審査会そのものが公平性を確保できるように、それから、地域間格差が生じないように、審査会そのものの、1審査会20合議体でございますので、20合議体が同じレベルで審査できますように、地域割という考え方は取り入れないように考えております。したがって、1合議体の審査委員さんは、18市町村の中からどなたがなるのか選任させていただきたいというふうに考えています。

それから、上がってくる審査件数、審査の内容につきましても、地区ごとに偏ることなく、申請の早い者から順々に取り上げていく方式を採用いたしたいと思っております。

それから、事業計画についての御質問でございましたけれども、2月では遅いではないかというふうなことでございまして、9月に事業計画の中間報告という形で、議会の方に御報告させていただきたいというふうに思っております。その中に、介護総量につきましても、事業量については御報告を申し上げたいと思っております。

2月になりますのは、厚生省の方から保険料の算定基礎等の数字が1月に出てまいるようになっております。したがって、介護保険の事業計画が完成いたしますのが2月になるということで予定いたしているということですので、御了承をお願いいたします。

また、減免等につきましては、当然に介護保険の事業計画の中ではなくて条例の方で定める必要がございますので、条例の中で規定してまいりたいというふうに考えております。

○山下議員

この前の佐賀新聞に、要介護のお年寄りが県内で2万2,000人ということで、見込んでいた数字よりも、特に在宅はプランよりも8,700人多かったというふうな報道が一面でされていたのをもちろん御存じだと思いますけれども、この事業計画の問題で、ちょっと私、資料の中で伺っておきたいことがあったんですけれども、この準備要介護認定の資料の11ページに、「申請からサービスの利用までの手順」という表がございまして、その下にいろいろ説明書きがございまして、一番右端の囲みの下の段に、サービス提供基盤の確保ということで、平成16年度で6割を目標とするというふうに

書かれております。厚生省基準ということで。これは私どもの中部広域連合のサービス提供基盤の目標だというふうに理解していいのか。そうなりますと、この事業計画を定める場合に、申請をしたいと思う人たちがいても、その6割しか対応できないというのがそもそもの目標というふうに、これは理解すべき数字なのかですね。そのことをちょっと伺っておきたいと思います。

その関係と、各市町村が残りをどう整備していくかということになっていくのだろうかというふうに、私ちょっとこの資料を見ながら感じましたので、その点についてちょっと御説明をいただいております。

○飯盛総務課長

資料の11ページに書いております、16年で6割の目標ということにつきましては、今回、厚生省の方で示されておりました、初年度を4割、そして、16年度で6割の介護量を見ていくというふうな厚生省の基準を書いておるものです。したがって、おっしゃられましたとおり、介護総量の100%を当初から受給できる体制にあるというふうには考えておりません。

○山下議員

これはもう今後の審議の内容にもなっていくと思いますので、論議していきたいと思っておりますけれども、やはり市町村に帰りますと、先ほどから申し上げますように、どこまでこの介護保険で私たちはサービスを受けられるんだろうかと、あるいは、保険料は幾らになるのか、利用料はどうなるんだろうということばかり聞かれるし、あるいは、保険料は払ってもサービスはもう受けられるような基盤はないじゃないかといったことも議論になっております。ですから、それを整備していくのが広域連合の仕事でもあり、あるいは、市町村の仕事でもあるということになっていきますので、この点については、やはり必要な人が必要な介護をきちっと受けられる、そういう体制をどのようにつくっていくかということ、やはり広域連合として、ぜひその立場にしっかり立って考えていただきたいということを申し上げます、議案質疑といたします。

○米村議長

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに御質疑はございませんか。

○西村議員

佐賀市の西村でございます。分担金、負担金に関連いたしまして、基本的な考えをお伺いいたします。

今、全国的には、寝たきりの平均は8.5カ月だそうでございます。この寝たきりの期間をできるだけ短く、また、人数をできるだけ少なくしなければならないと思います。そのことが保険料にはね返ってくると思いますので、それをできるだけ少なくしなければならないと思っております。それを少なくするためには、寝たきりになる前の対策、病気になる前の対策、保健事業が大変重要だと思っております。保健事業について、それぞれ市町村でやられるわけですから、その保健事業の著しい格差が生じないように、やっぱりみんなで推進していかなければならないと思いますので、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○木下広域連合長

お答えいたしたいと思っております。

西村議員さんの御質問の中でありましたとおり、要介護にならないことがやはり一番大切なことだろうと思っております。それぞれ寝たきりにならないようにどうするかということで、各市町村の方で保健事業としてこれから頭を絞っていくわけですが、副連合長として、こうして連合に参加をいただいております。これから協力できるところは協力し合って、寝たきり老人が佐賀中部広域連合として1人でも減るように、これからいろんな形で真剣に検討を重ねていきたいと思っております。全く先生のおっしゃるとおりでございます、本当に寝たきり老人を1人でも減らすことが介護保険料を引き下げることにもつながると思っておりますので、精いっぱい皆さん

と力を合わせて努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○米村議長

ほかに御質疑ございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようでございますので、質疑はこれをもって終結いたします。

◎採決

○米村議長

第6号議案乃至第12号議案及び第54号議案を採決いたします。

第6号議案乃至第12号議案及び第54号議案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。第6号議案乃至第12号議案及び第54号議案は原案は可決されました。

次に、第13号議案乃至第35号議案を採決いたします。

第13号議案乃至第35号議案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。第13号議案乃至第35号議案は原案どおり承認されました。

◎追加議案上程・採決

○米村議長

次に、本日第53号議案「佐賀中部広域連合監査委員の選任について」及び第55号議案「佐賀中部広域連合長専決処分事項指定の件」が追加提出されましたので、一括上程付議いたします。

○米村議長

まず、第53号議案を審議いたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、佐藤議員の退席を求めます。

〔佐藤議員退場〕

お諮りいたします。本議案は、提案理由説明、質疑、討論はこれを省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって提案理由説明、質疑、討論はこれを省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

○米村議長

これより採決いたします。第53号議案「佐賀中部広域連合監査委員の選任について」、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第53号議案は原案どおり同意することに決定いたしました。

佐藤議案の入場を許可いたします。

〔佐藤議員入場〕

○米村議長

次に、第55号議案の審議をいたします。

お諮りいたします。本議案は、提案理由説明、質疑、討論はこれを省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって提案理由説明、質疑、討論はこれを省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

○米村議長

これより採決をいたします。第55号議案「佐賀中部広域連合長専決処分事項指定の

件」については原案を可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第55号議案は原案は可決されました。

◎選挙管理委員会委員選挙

○米村議長

次に、佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員選挙を日程に追加して行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員に、中島信之、松尾重春、宮地昌美、八谷静子、以上4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸氏を佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸氏が佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

◎閉会

○米村議長

これをもちまして議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

何分ふなれな進行でございましたが、皆様方の御協力を得まして、無事議長の大役を果たすことができました。まことにありがとうございました。

これをもちまして、連合臨時議会を閉会いたします。

午前11時47分 閉会

会議に出席した事務局職員

議会事務局長 古賀建夫

議会事務局書記 大坪充典

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成11年10月5日

佐賀中部広域連合議会臨時議長 真子澄男

佐賀中部広域連合議会議長 米村義雅

佐賀中部広域連合議会議員 吉浦啓一郎

佐賀中部広域連合議会議員 南里和幸

会議録調製者
古賀建夫
佐賀中部広域連合議会事務局長